

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		敷地内に広い敷地を有する総合的設計による一定の複数建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第86条第3項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成11年4月28日建住指発第201号、建住街発第48号) 一団地の総合設計制度及び連担建築物設計制度の運用(埼玉県基準) さいたま市一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度等認定・許可取扱基準 (平成18年4月1日より運用、平成21年7月1日一部改正) 総合設計許可準則の一部改正について (平成9年6月13日住街発第74号) 総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について (平成9年6月13日住街発第75号) さいたま市総合設計制度許可取扱基準 (平成18年4月1日より運用、令和3年4月1日最終改正)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和3年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成15年1月1日設定平成 年 月日最終改正
備 考		